



認定を受けた聖ルカ苑の木通隆之理事長（左）



認定を受けた興亜建設工業株の末吉益美会長（右）

2/1 男女共同参画優良事業所
聖ルカ苑と興亜建設工業株式会社を認定

町は、男女共同参画の推進に取り組み、働きやすく子育てしやすい事業所として「介護老人保健施設聖ルカ苑」と「興亜建設工業株式会社」を認定しました。

これは、町内の事業所で働きやすく子育てしやすい職場づくりに、積極的に取り組んでいる事業所を町が「男女共同参画優良事業所」として認定しているもので、平成28年度から行っています。

【認定のポイント】

介護老人保健施設 聖ルカ苑

- ・事業所内への託児所の設置をはじめ、夜勤や超過勤務の制限、妊娠中や出産後における業務調整、メンタルヘルス研修会の実施など子育て世代の職員が安心して仕事ができる環境づくりに取り組んでいる。
- ・柔軟に有給休暇が取得できるように時間単位での取得ができる体制を取っている。

興亜建設工業株式会社

- ・各建設現場に女性専用のトイレを設置し、従来の労働環境の改善を図っている。
- ・仕事と育児の両立による負担を緩和するため、子育て世代の女性社員に完全週休2日制を導入。
- ・短時間勤務、週休2日制など子育て世代が働きやすい取り組みを行っているが、賞与査定には影響なしとしている。



選手たちの体験談を聞く生徒たち

1/20 熊本ヴォルターズの選手たちが講師に！
腹栄中1年生がオンラインで人権教室

腹栄中学校（牧山純一校長）で、県主催の「ふれあい人権教室」を開催しました。

これは、人権を身近に感じて、人権尊重の意識を高める機会ができるように行われているもので、県内のプロバスケットボールチームである熊本ヴォルターズと連携して、さまざまな人権啓発活動を行っています。

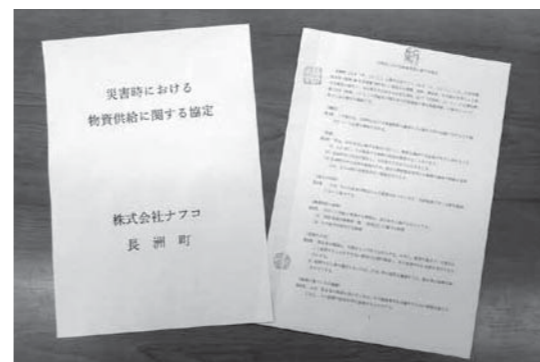
この日は、同校1年生66人がオンラインで熊本ヴォルターズのデイビッド・ドブラス選手とイバン・ラベネル選手と交流し、日本で生活する中で困ったことやうれしかったことなどの体験談を聞き、人権や多様性などについて学びました。

2/1 災害時における物資供給に関する協定
株式会社ナフコと協定を締結しました

町は、株式会社ナフコ（石田卓巳代表取締役）と「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

これは町に災害が発生したときや町が他の自治体などの支援を行う際に、必要な物資について同社が提供し、円滑な災害対応ができるようにとの目的で結ばれたものです。

今回の協定により、豪雨や河川氾濫などの災害に備え、今後一層の地域防災力の強化を図っていきます。



身近な物で出来る防災グッズツールと折り紙遊び

2/11 趣味や特技を披露
第3回公民館フェスタを開催しました

町中央公民館で、第3回公民館フェスタを開催しました。

このイベントは、県教育委員会と共催で開催している「地域の人づくり講座」の受講生の成果発表の場として開催したものです。

この日は、検温や手指の消毒、ソーシャルディスタンスなどの新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策をとっての開催にも関わらず、約250人が来場しました。

参加した皆さんからは、「親子で楽しむことができました」、「コロナ禍ではあるが、このような体験ができてよかったです」などの感想が聞かれました。



海苔を寄贈した上田代表理事組合長（中央）

2/8 地元の味を堪能してほしい
熊本北部漁業協同組合が海苔を寄贈

熊本北部漁業協同組合（上田浩次代表理事組合長）は、町役場を訪れ、冷凍網の一番海苔4,400枚を寄贈しました。

これは同組合が「海苔の日（2月6日）」にあわせて地元特産の味を知ってほしいと始めたもので、約30年以上前から毎年行われています。

上田組合長は「子どもたちが喜んで食べている姿がうれしい。地元で採れる海苔の味が大きくなってからも覚えていてもらえるとうれしいですね」と話しました。

寄贈された海苔は、町内の小中学校や幼稚園などで給食時に配られました。

長洲町戦没者追悼式
町では先の大戦で犠牲となられた戦没者に対し、追悼の意を捧げることを目的として、「戦没者追悼式」を行います。戦没者のご遺族は、ぜひご参列いただきますようお願いいたします。

●日時 4月3日(土)
受付 午前9時
開式 午前10時
場所 ながす未来館 文化ホール
●問 福祉保健介護課 福祉係
☎(78) 3135

3月リサイクル体験講座
着物リフォーム「ポンチョ」
●日時 3月25日(土)
午前9時30分～午後3時
講師 土山 千代子さん
●定員 10人
●電話受付期間
3月1日(日)
午前9時から
3月18日(土)
午後4時まで
※申し込みが多い場合は、抽選となります。
●問・申 クリーンパークファイブ
☎(78) 4433



働く妊婦・事業主の皆さんへ
新型コロナウイルスに関する
母性健康措置のお知らせ
新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の人は職場の作業内容などによって、新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに不安やストレスを抱える場合があります。こうした人の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。

●新たに規定された措置の内容
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

●対象となる期間 令和4年1月31日(日)まで
●詳細については、熊本労働局のホームページをご覧ください。
●問 熊本労働局 雇用環境・均等室
☎096-35213865